現在の位置: $\underline{\text{トップページ}}$ > <u>事業者の皆さんへ</u> > <u>事業者支援</u> > <u>中小企業支援</u> > もりおか事業継続支援金(新型コロナウイルス感染症関連)

もりおか事業継続支援金(新型コロナウイルス感染症関連)

ページ番号1031298 更新日 令和2年6月5日

新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者のうち,融資を受けて資金繰りを行い事業を継続するものに対して,「もりおか事業継続支援金」の給付を実施することとしましたので,お知らせします。

支援金を申請する方は、下記事項及び別添の「もりおか事業継続支援金申請の手引き」を参照の上、申請書及び必要書類を郵送してください。

もりおか事業継続支援金リーフレット (PDF 669.6KB)

もりおか事業継続支援金の概要

もりおか事業継続支援金とは

セーフティネット保証4号,5号及び危機関連保証の融資並びに日本政策金融公庫などの政府系金融機関の新型コロナウィルス感染症特別貸付等の融資を受けた事業者に対し,事業継続の応援資金として支援金を給付するものです。

給付対象事業者

市内に事業所等を有する事業者で、次のいずれかに該当し、令和2年12月31日までに融資を受けた事業者

(詳細は、別添の「もりおか事業継続支援金申請の手引き」をご覧ください。)

- 1. 盛岡市からセーフティネット保証4号,5号及び危機関連保証の認定を受けて,岩手県の制度融資を受けた事業者
- 2. 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた事業者
- 3. 日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の新型コロナウイルス感染症の拡大による拡充分の貸付け

(新型コロナウイルス対策マル経融資) を受けた事業者

給付額

法人: 20万円 個人: 10万円

申請方法・申請期間

• 申請方法

申請書及び必要書類を郵送にて提出

• 申請期間

令和2年6月1日 (月曜日) から令和3年1月31日 (日曜日) まで (消印有効)

給付申請書等

給付対象事業者の要件に該当する方は,下記申請書及び必要添付書類を郵送にて提出してください。

<申請にあたり詳しくは「もりおか事業継続支援金申請の手引き」を必ずご覧下さい。借入資金の種類や法人か個人かにより、必要添付書類が異なります。>

もりおか事業継続支援金申請の手引き (PDF 2.6MB)

<u>提出書類チェックシート (Word 31.1KB)</u>

チェック欄にチェック後, 提出書類と一緒に提出が必要です。

<u>提出書類チェックシート(PDF) (PDF 186.9KB)</u>

もりおか事業継続支援金給付申請書 (Word 29.8KB)

もりおか事業継続支援金給付申請書(PDF) (PDF 193.0KB)

もりおか事業継続支援金給付申請書(記入例) (PDF 276.0KB)

※支援金の給付は口座振込により実施します。(口座振込のスケジュールについては、随時お知らせします。)

※審査終了後には,支援金給付決定通知書を送付いたします。

各種リンク

中小企業融資制度:セーフティネット保証制度(中小企業信用保険法第2条第5項及び6項)

セーフティーネット保証4号認定(新型コロナウイルス感染症関連)の認定手続きについて

セーフティネット保証5号認定 (新型コロナウイルス感染症関連) の認定手続きについて

岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金

岩手県商工観光振興資金

岩手県小規模小口資金

【岩手県HP】岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金(特別資金)(外部リンク)

【岩手県HP】岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金(外部リンク)

【岩手県HP】商工観光振興資金・小規模小口資金情報掲載ページ(外部リンク)

【日本政策金融公庫HP】新型コロナウイルス感染症特別貸付(外部リンク)

【商工中金HP】新型コロナウイルス感染症特別貸付情報掲載ページ(外部リンク)

【日本政策金融公庫HP】小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)情報掲載ページ(外部リンク)

このページに関するお問い合わせ

商工労働部 ものづくり推進課

〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園分庁舎1階

電話番号: 019-626-7538, 019-626-7551 ファクス番号: 019-626-4153

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。